

秋ト協第311号  
令和3年3月17日

会 員 各位

(公社) 秋田県トラック協会  
会長 赤 上 信 弥  
【公印省略】

令和3年度「秋田県トラック協会表彰規程による表彰」の推薦について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営等につきまして、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、秋田県トラック協会表彰規程による表彰について、令和3年度の推薦を受付いたしますのでご案内致します。

推薦される方がおられましたら、秋田県トラック協会ホームページより必要書類をダウンロードし、4月27日(火)までご提出下さい。書類ダウンロード方法は下記のとおりです。

なお、表彰日は6月11日(金)の(公社)秋田県トラック協会の総会時に行います。併せてご参加いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 表彰の詳細

別紙表彰規定参照

2. 書類ダウンロード方法

①秋田県トラック協会 → ②会員の皆様へ(右側緑色のバナー) →  
③会員様向け情報 → ④各種表彰制度 → ⑤秋田県トラック協会からの表彰

以上

## 公益社団法人秋田県トラック協会 表彰規程

(表彰の目的)

第1条 この規程は、本会の運営並びにトラック運送事業の健全な発展と社会的地位の向上に功績のあった者を表彰することを目的とする。

(表彰者)

第2条 この規程に定める表彰は、公益社団法人秋田県トラック協会長の名により行う。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は次の通りとする。

感謝状

表彰状

2 表彰には賞金または副賞を付与することができる。

3 感謝状は次の者に贈呈する。

(1) トラック運送事業の役員

(2) 公益社団法人秋田県トラック協会（以下「協会」という）の役員

4 表彰状は次の者に贈呈する。

(1) トラック運送事業の運転者、及びその他の従業員

(2) 協会の職員

(被表彰者の選考基準)

第4条 被表彰者は、次の基準により選考するものとする。

(1) トラック運送事業の役員

トラック運送事業の役員として、15年以上その業務に精励し当該事業の発展に寄与しその功績が顕著な50歳以上の者

(2) 協会の役員

協会の役員として10年以上その業務に精励し、トラック運送事業の発展に寄与しその功績が顕著な50歳以上の者

(3) トラック運送事業の運転者及び従業員で次に該当する者

(イ) 危険を顧みず職責を遂行し、または重大事故を未然に防止しその功績が顕著な者

(ロ) 有益な発明、考察、改良または研究を行い運送事業に著しい貢献をした者

(ハ) トラック運送事業の運転者として、20年以上勤務し、成績優秀であって現在所属する事業所に10年以上引き続き勤務している者で、過去5年間無事故無違反の者

(ニ) トラック運送事業の従業員として、25年以上勤務し、所属する事業所に20年以上引き続き勤務している者

2 表彰対象者は1回当たり1社から3名以内とする。

3 協会の職員として10年以上勤務し、その業務に精励し当該事業の発展に著しく寄与し、その功績が顕著な者。

(1) 第3項の勤続年数については、20年、30年と10年毎に表彰を受けることができる

(被表彰者の推薦)

第5条 被表彰者を推薦しようとする会員事業者は、下記の書類を添付し会長あてに推薦するものとする。

(1) 功績調書（別紙様式）

(2) 履歴書（別紙様式）

(3) 自動車安全運転センター発行の無事故・無違反証明書

(4) その他選考の資料となるもの

(被表彰者の選考)

第6条 被表彰者の選考は理事会において決定する。

(特 例)

第7条 第4条に掲げる選考基準の他、トラック運送事業の社会的・経済的地位の向上に寄与したと認められる者には、前条の規定にかかわらず会長はこれを表彰することができる。

[附 則]

1. この規程は、平成15年6月1日から施行する。

2. 平成17年3月11日改正（第2条）同年4月1日施行

3. 平成18年1月24日改正（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条）同年4月1日施行

4. 平成19年8月2日改正（第3条）同年9月1日施行

5. この規程は、公益社団法人秋田県トラック協会の設立登記の日から施行する。